

CFP®受験対策講座 「タックスプランニング」  
 平成19年版 日本FP協会 基本テキスト 改正・補足資料

★下表の「該当ページ」は日本FP協会平成19年度版テキストの該当ページを指します。

該当ページ	改定内容等
25	図表2-7 (平成20年度税制改正) ・表の上部の期間を訂正 平成16年1月～平成21年12月 / 平成21年1月～ → 6ページ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 ①</span> 平成20年度税制改正「証券税制」参照
31	(削除) (9)譲渡所得の金額 c)生活に通常必要でない資産の損失の控除 損失額を <del>分離短期、総合短期、分離長期、総合長期</del> の順序により控除する。
40	(期限延長) 図2-19 取得価額20万円未満の減価償却資産の取り扱い (平成20年度税制改正) (注) …青色申告者が平成15年4月1日から平成22年3月31日までの間に…
45	(廃止) d)上場等する特定中小会社の特定株式を譲渡した場合の特例 (平成20年度税制改正) 平成20年度税制改正により、本制度は経過措置の後、廃止されることとなった。
62～63 (補足)	(8)寄付金控除 ③特定寄附金の額 b)公益法人等に対する寄付で財務大臣が指定したもの <u>平成20年12月以後に認定を受けた公益社団法人、公益社団法人に対する寄付も含まれることとなった。</u>
(追記)	<エンジェル税制の拡大> (平成20年度税制改正) 個人が、一定の特定中小株式会社に出資した金額について、1,000万円を限度として、寄付金控除が適用される。 1. 特定中小株式会社の要件 ①設立1年目の中小企業新事業活動促進法の特定新規中小企業者 ②設立2、3年目の特定新規中小企業者で設立以来の営業キャッシュフローが赤字である会社 2. 控除額 ①と②のいずれか小さい金額を総所得金額等から控除する。 ①出資額－5,000円 ②総所得金額×40%－5,000円 (注) その特定新規中小会社の株式を譲渡する場合の取得価額からこの特例の適用を受けた部分の金額は控除される。

該当ページ	改定内容等
<p>77 (訂正)</p> <p>(補足)</p>	<p>図表2-49 新証券税制のポイント (平成20年度税制改正)</p> <p>①売却時の税率 2行目 平成15年から平成20年まで ⇒ … 4行目 <del>非上場株式等</del> ⇒ …</p> <p>⑥配当課税 5行目 平成16年1月～平成20年12月 ⇒ … 7行目 平成21年1月以降以後 ⇒ … 8行目 <del>金額にかかわらず申告不要可</del> 削除</p> <p>⑦公募株式投資信託の分配金 3行目 平成16年1月～平成20年12月 ⇒ … 5行目 平成21年1月以降以後 ⇒ … 6行目 <del>金額にかかわらず申告不要可</del> 削除</p> <p>⑧解約損・償還損と株式譲渡益の通算 (追記) 平成21年以後については、解約や償還により受ける金銭等も株式譲渡所得の収入金額とみなされる。</p> <p>→ 6ページ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 ①</span> 平成20年度税制改正「証券税制」参照</p>
85	<p>(3) 付帯税 ④無申告加算税 (訂正・追記) 最下行 …予知してなされたものでないときは5%)。</p> <p>なお、税務調査があったことにより提出されたものでない期限後申告である場合、法定申告期限から2週間以内の提出でかつ納付すべき税額のすてべが納期限までに納付されているときは、無申告加算税は課せられない。</p>
86 (訂正)	<p>図表2-52 利子等、配当等の源泉徴収税額 「源泉徴収」の欄 「上場株式等の配当等」 平成16年1月1日～平成20年12月31日 平成21年1月1日～</p>
115 (追記)	<p>(2) ③寄附金控除 (個人住民税) (平成20年度税制改正)</p> <p>平成21年度分住民税より都道府県、市町村へ寄付した場合、寄附金が5千円を超える部分につき、総所得金額額の30%を限度として税額控除できることとなる。所得税と合わせて結果として全額控除ができる場合もある。</p> <p>→ 7ページ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 ②</span> 平成20年度税制改正「ふるさと納税制度」参照</p>
117 語句削除	<p>3. 住民税額の計算 (1) 税額計算 (一部削除)</p> <p>③課税退職所得金額および課税山林所得金額に対する税率 <del>ただし、山林については、所得税と同様に、「5分5条方式」により計算される。</del></p> <p>・山林所得の5分5乗課税、変動所得および臨時所得の平均課税は廃止</p>
(改正)	<p>図表3-6 株式等に係る譲渡所得等の税率</p> <p>→ 6ページ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 ①</span> 平成20年度税制改正「証券税制」参照</p>

該当ページ	改定内容等
118 (追記)	<p>(4) 税源移譲に伴う調整措置</p> <p>所得税と住民税の人的控除の差により、改正後に負担が増す者への措置として、平成19年分以後の個人住民税において、以下の金額が減額される。</p> <p>1. 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) ロ) いずれか小さい金額の5%</p> <p style="padding-left: 20px;">イ) 人的控除の差の合計額</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ) 個人住民税の課税所得金額</p> <p>2. 個人住民税の課税所得金額が200万円超の者</p> <p style="padding-left: 20px;">{人的控除の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%</p> <p>ただし、この金額が2,500円未満であるときは2,500円</p>
118 (追記)	<p>4. 住民税の納付</p> <p>&lt;個人住民税の公的年金からの特別徴収制度&gt;</p> <p>公的年金の受給者について、平成21年10月支給分より老齢年金支給額から住民税の源泉徴収が行われる</p>
133 (追記)	<p>③退職所得等積立金に対する法人税 (2行目)</p> <p>…。ただし、<u>平成20年度</u>の税制改正により、<u>平成23年</u>3月31日まで臨時的に…</p>
134 (追記)	<p>図表4-10 法人の分類による課税所得の範囲</p> <p>(改正) 内国法人 ②公益法人等</p> <p>平成20年12月に新公益法人制度が施行される。従来、公益法人は主務官庁が、設立許可をし、公益性の判断も主務官庁の裁量であったが、改正後は準則主義により「一般社団法人」・「一般財団法人」を登記設立できることとなる。(準則主義とは一定の要件を備えたものには法人格を認めること)</p> <p>その一般社団法人・一般財団法人のうち、「公益認定委員会」による公益性の判断を経て、都道府県知事等の認定を受けたものが「公益社団法人」「公益財団法人」となる。移行期間は5年間とし、移行期間中の認定も認可も受けていない従来の公益法人(旧民法34条法人)は特例民法法人として従来の課税関係を継続される。(収益事業に対して22%課税、所得金額の20%のみなし寄付金、利子の源泉税非課税)</p>
143 (追記)	<p>図表4-22 収益の計上時期の原則</p> <p>(改正) 特例 工事進行基準</p> <p>平成20年4月1日以後開始事業年度の着工分より、工事進行基準によらなければならない長期大規模工事の範囲が拡大される。</p>

該当ページ	改定内容等												
150 (訂正)	<p>e) 逦増定期保険料の取り扱い (通達改定) 逦増定期保険料の経理処理改定 (平成20年2月28日以後契約から適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">要件 (平成20年2月28日以後契約)</th> <th style="text-align: center;">資産計上額当初6割 相当の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>保険満了時年齢：80歳超 (変更なし)</td> <td style="text-align: center;">支払保険料の 3 / 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢 + (保険期間 × 2) &gt; 95</td> <td style="text-align: center;">支払保険料の 2 / 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険</td> <td style="text-align: center;">支払保険料の 1 / 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 保険期間の残り4割に相当する期間では、支払保険料は全額損金算入、資産計上した累計額を期間の経過に応じて取り崩して損金算入 (注2) 特約保険料は全額損金算入</p> <p>契約満了時の年齢が45歳を超える場合には、保険期間の6割相当の期間、支払保険料の2分の1～4分の3の金額を資産計上しなければならない。</p>		要件 (平成20年2月28日以後契約)	資産計上額当初6割 相当の期間	①	保険満了時年齢：80歳超 (変更なし)	支払保険料の 3 / 4	②	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 95	支払保険料の 2 / 3	③	保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険	支払保険料の 1 / 2
	要件 (平成20年2月28日以後契約)	資産計上額当初6割 相当の期間											
①	保険満了時年齢：80歳超 (変更なし)	支払保険料の 3 / 4											
②	保険満了時年齢：70歳超 上記①に該当するものを除く 加入時年齢 + (保険期間 × 2) > 95	支払保険料の 2 / 3											
③	保険満了時年齢：45歳超 上記①②に該当するものを除く すべての保険	支払保険料の 1 / 2											
158 (追記)	<p>② 交際費等の不算入額 平成22年3月末までに開始する事業年度まで適用可能。</p>												
159 (追記)	<p>図表4-37 寄附金の区分 (改正) 特定公益増進法人に対する寄附金 平成20年12月以後に認定を受けた公益社団法人、公益社団法人に対する寄付も含まれることとなった。</p>												
159	<p>(表記変更) 資本等の金額 → 資本金等の額 b) 損金算入限度額 ア) 資本基準額 = <u>資本金等の額</u> × …</p>												
164  (追記)	<p>(8) 減価償却費 ⑤ 少額減価償却資産の取り扱い (適用期限延長) ※ 中小企業の少額減価償却資産の特例 (1行目) …一定の中小企業者等が平成15年4月1日から<u>平成22年</u>3月31日までの…</p> <p>&lt; 法定耐用年数の見直し (所得税・法人税) &gt; 減価償却の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基準に資産区分の大括り化される。</p> <p>1. 法定耐用年数区分の見なおし 従来、機械装置については設備の種類ごとに390区分とされていた。これを55区分とし、さらに実態に即した使用年数に見直された。(既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度において適用)</p> <p>2. 短縮特例制度 耐用年数短縮制度の申請事務について、短縮特例制度の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合は承認申請は不要とし、届出制として簡素化した。</p>												

該当ページ	改定内容等
180	③青色欠損金の繰戻還付 a)制度の概要 (適用期限延長) (平成20年度税制改正) 平成22年3月31日終了事業年度まで適用延長された。
191	①特定同族会社の留保金課税 c)特別税額の計算 (削除) (注)中小特定同族会社(期末1億円以下の法人)の所得基準額は、…以下削除
195 (補足)	②同族会社の意義 文中の「発行済株式(出資)」について 発行済株式(出資)には、役員人事、役員報酬、配当、合併等の変更事項に係る議決権による判定基準も入る
197	(3)付帯税 b)無申告加算税 (追記) 税務調査があったことにより提出されたものでない期限後申告である場合、法定申告期限から2週間以内の提出でかつ納付すべき税額のすべてが納期限までに納付されているときは、無申告加算税は課せられない。
199	③青色申告の特典 a)欠損金の繰越控除・繰戻還付 (2行目) (追記) 中小企業者で設立後5年間に生じた欠損金についてのみ、平成22年3月までに終了する事業年度に適用される。
218	(2)税率 (改正) 法人事業税(都道府県民税)の税率を引き下げ、その引き下げられた法人事業税部分に相当する額を、新たに創設した地方法人特別税(国税)として課税する。地方法人特別税は地方法人特別譲与税として人口と従業員数で按分して地方へ譲与される。各法人にとって負担する税額の総額は変わらない。 平成20年10月1日以降開始事業年度より適用される。
259	1.医療費控除 (追記) 電子申告による場合は、添付書類等を省略することができる(確定申告期限から3年間の保管義務あり)。
264	④住宅用土地を取得した場合の不動産取得税の軽減 (適用期限延長) (平成20年度税制改正) 平成22年3月31日まで適用延長された。
291 (改正)	(3)事業税 (改正追記) 法人事業税(都道府県民税)の税率を引き下げ、その引き下げられた法人事業税部分に相当する額を、新たに創設した地方法人特別税(国税)として課税する。地方法人特別税は地方法人特別譲与税として人口と従業員数で按分して地方へ譲与される。各法人にとって負担する税額の総額は変わらない。 平成20年10月1日以降開始事業年度より適用される。

**資料 ①** 平成20年度税制改正「証券税制」

金融税制について国が最終的な目標としているのは、金融商品に係る税率の一本化と、各商品の所得区分を越えた損益通算である。その第一歩としてまず配当所得と譲渡損との通算が開始される。

今後の上場株式等の税制のまとめ

	平成20年	平成21年		平成22年	平成23年
譲渡益	所得 7% 住民 3%	譲渡益年間 500万円以下	所得税 7%・住民税 3% (源泉徴収あり口座は申告不要)		所得税 15%・住民税 5%の申告分離課税
		譲渡益年間 500万円超部分	所得税 15%・住民税 5% (申告不要制度廃止) 注 源泉徴収あり口座では、いったん 所得税 7%・住民税 3%が源泉徴 収される		
配 当	所得 7% 住民 3%	配当額年間 100万円以下	源泉徴収	①申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税 7%・住民税 3% の申告分離	①所得税 15%・住民 税 5%で申告不要 ②総合課税 (配当控除あり) ③所得税 15%・住民 税 5%の申告分離 課税
		右の選択			
		配当額年間 100万円超部分	所得 7% 住民 3%	①総合課税 (配当控除あり) ②所得税 15%・住民税 5% の申告分離	
		右の選択	特定口座へ入庫可能		
譲渡損 と配当 の損益 通算	損益通算 できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告分離課税の配当所得と譲渡損の損益通算可</li> <li>3年内の譲渡損と申告分離課税の配当所得との通算可</li> </ul>		特定口座内でも可能となること 源泉徴収口座内の配当所得の計算時に、その口座内の株式譲渡損を控除して源泉徴収する	

(注) 配当の年間合計額から、年間 1 万円以下の配当銘柄を除く

大口配当 (株式保有割合が 5%以上) や非上場株式は次のとおりである。

譲渡所得	所得税 15% + 住民税 5% の申告分離課税
配当所得	20% 所得税の源泉徴収後、総合課税 (配当控除あり) ・少額配当の特例あり

■ 公募株式投資信託の終了又は解約により受け取る配当所得について

公募株式投資信託の終了又は解約により交付を受ける金銭については、その全額を株式等の譲渡所得の収入金額とみなして課税されることとなる。(平成21年以後)。買取請求は譲渡所得とされることの不均衡を是正するものである。

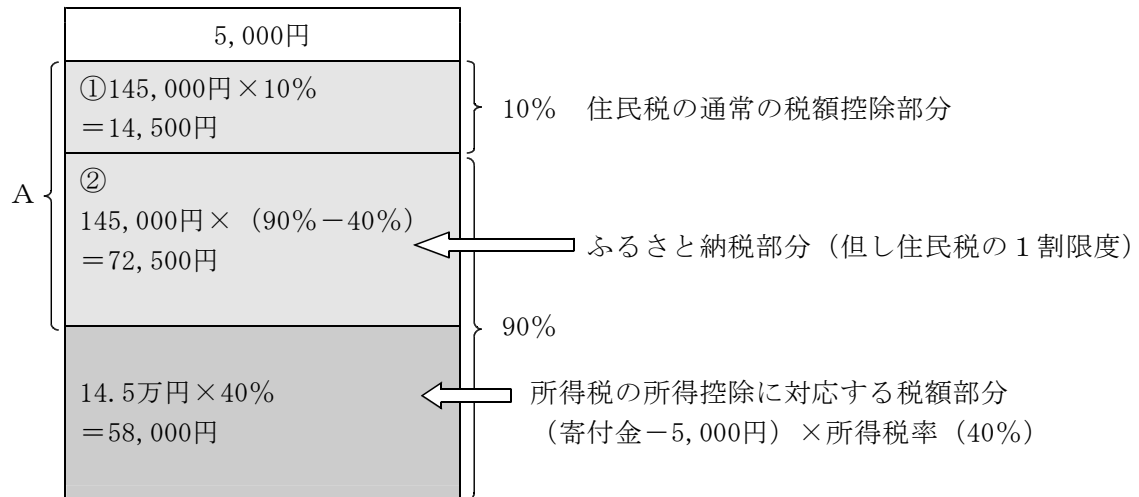
**資料 ②** 平成20年度税制改正「ふるさと納税（住民税）」

平成21年度分住民税より都道府県、市町村へ寄付した場合、寄付金が5千円を超える部分につき、総所得金額等の30%を限度として**税額控除**できることとなる。所得税と合わせて結果として全額控除ができる場合もある。

次のAとBのいずれか小さい金額を税額控除する。

- |   |  |
|---|--|
| A | $\begin{aligned} & \textcircled{1} \quad (\text{地方公共団体に対する寄付金} - 5 \text{千円}) \times 10\% \\ & \quad \quad \quad + \\ & \textcircled{2} \quad (\text{地方公共団体に対する寄付金} - 5 \text{千円}) \times (90\% - \text{所得税率}) \\ & \quad \quad \quad \textcircled{2} \text{については住民所得割の1割を限度} \end{aligned}$ |
| B | 総所得金額等の30%（地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金との合計）  |

例・・・ふるさとへ寄付金15万円をした場合（所得税率が40%のとき）



A = ① + ② = 87,000円

B 総所得金額等の30%を限度とする。

以上